

— むし歯や歯周病などの「歯科治療」とはちがいます —

- 「かむこと」を「餅つき」に例えると、「杵と臼」（上下の歯）が丈夫でも「こねる人」がいないと餅はできません。「こねる人」の役割は、舌や口のまわりの筋肉や唾液が担っています。
- しかし、歳を重ねるにしたがって、足腰の筋肉が衰えるように、舌や口のまわりの筋肉も衰え、唾液の分泌量も減少します。
- そこで、これらの「こねる人」の働きの維持・向上を図るため、
 - ① 唾液の分泌を促すマッサージ
 - ② 舌や口のまわりの筋肉をきたえる訓練
 - ③ 口の中を清潔にするための指導などを、かかりつけの歯科医療機関で行う広島市の介護予防サービスです。
- もちろん「杵と臼」（上下の歯）が壊れていると餅はできないので、歯科治療を同時に行うことで、大きな効果が期待できます。

1 対象者

65歳以上で、要介護1～5の認定を受けていない人のうち、基本チェックリストにより、口腔機能が低下していると判定された人
（※要支援1，2で口腔機能が低下している人も対象者です）

2 期 間

1コース概ね3か月間で、最大7回（原則として概ね2週間に1回）

3 実施場所

広島市からの委託を受けた協力歯科医療機関（当歯科医療機関でも実施しています）

4 費 用

1回250円（1割負担）
（※歯科治療は含まれていません）

5 通所口腔ケアサービスを受ける手続き

- 当歯科医療機関から地域包括支援センターに連絡します。
- 地域包括支援センターの担当職員から連絡があります。紹介書（別紙3）を渡してください。
- 地域包括支援センターが介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）を作成し、当歯科医療機関で通所口腔ケアサービスを利用できるようになります。

〔地域包括支援センター：高齢の皆さんの保健・福祉などさまざまな相談に応じる地域の総合相談窓口として、広島市が社会福祉法人等に委託して41か所に設置しています。〕